令和4年度 生徒指導規則

令和4年4月4日(月) 北摂つばさ高等学校生徒部

- 1 **遅刻指導について**(所定の用紙「入室カード」〈登校遅刻者用と授業遅刻者用の2種類〉に許可印を押して、それぞれの遅刻ファイルに日付などを記入する。)
 - ①登校遅刻(8:35以降の登校は遅刻。チャイムの鳴り始めの教室入室は遅刻とする。)
 - (1) 8:35~9:35までの遅刻は、生徒指導室で対応する
 - (2) 9:35以降の遅刻は、各学年室で対応する 所定の用紙(B5版)使用[資料①参照]
 - ②授業遅刻(授業途中のトイレや忘れ物を取りに退室した場合も入室手続きが必要。) 各学年室で対応する。所定の用紙(B4半分縦長)使用[資料①参照]
 - ③一斉遅刻指導について
 - 2週間に2回遅刻すると、その次の月曜日放課後に一斉指導(決意文指導)
 - ④一斉遅刻指導の回数に応じて指導
- 3回:学年主任注意(決意文含む) 5回:係長注意(決意文含む)
- 7回:部長注意(部長・係長・担任で保護者同伴。決意文含む)
- 10回:教頭厳重注意(教頭・係長・担任で保護者同伴。決意文含む)
- 12回:校長訓告(校長・部長・係長・担任で保護者同伴。決意文含む)
 - ※電車遅延ややむを得ない通院などについてはカウントしない。

2 立ち番・駐輪指導・下校指導

生徒部員で朝、正門・東門を中心に登校指導・駐輪指導を行う。また、生徒部員以外の先生方で昼休みの時間帯・下校時で、立ち番を依頼する。

考査時の一斉下校が予想される時は、状況に応じて生徒部を中心に先生方の協力のもと下校指導を行う

- 3 ロッカーについて
 - ロッカーは、南京錠またはナンバー錠で施錠する。
 - (1) ロッカーは必ず施錠し、貴重品の管理をロッカーで行う。
 - (2) ロッカーについては自己管理を徹底させる。
 - (3) 生徒部員は適宜下足室を見回り、破損状況などをチェックする。

4 自転車関係

- ①交通安全講習の実施
 - (1) 茨木ドライビングスクールや警察署の方による講演会(年1回)
 - (2) 交通安全講習会のHRで、Google Forms による交通安全テストを実施。
- ②自転車通学許可証の発行

担任立ち会いのもとで、カッパを確認後にシールの配付を行い、自転車に貼らせる。

③交通事故に遭遇した場合

事故の軽重に関わらず、必ず学校と警察へ連絡すること。警察対応での遅刻は公欠扱いとする。

- 4二人乗り指導の徹底
 - 二人乗りを発見した場合、以下のように対応する。

(1) その場で現認(2) 生徒名を確認(3) 当日 or 翌日に生徒部で反省文指導・説諭

5 駐輪場関係

- ①1年生が体育館東側、2・3年生は校舎南側駐輪場を使用。1年生はクラス別、2・3年生は学年別とし、白線内に駐輪するよう指導する。
- ②駐輪禁止区域に駐輪した場合
- 当該自転車をチェーンロックする(ロックしたあとのカギは生徒指導室にて保管)
- 解錠は学年でおこなう(生徒指導室の鍵は、2階職員室のロッカー南京錠のカギをかけてある場所)

6 授業中や校内での不適切行為の対応について

- ①授業中の携帯電話の扱いについて
- 基本的に禁止。使用する場合、授業担当者から指示し、使用終了後はきちんとしまわせること。
- 生徒は携帯電話をかばんの中にしまう。やむを得ずポケットなど身に着ける場合は電源を切っておくように指導する。
- 不適切使用があった場合、授業担当者が預かり担任に報告し預ける。担任は終礼後に指導して返却。
- ②エスケープ

事実判明後、生徒部により指導・反省文。

③授業を妨害するなどした場合

授業担当者が学年室に連絡し指導の協力を要請する。学年と生徒部による指導を行う。

7 単車について

懲戒対象とするのは以下の通りである。(自動車の場合も同様の扱いとするが、ケガなどでの送迎が必要な時は担任に申し出る)

- ①登下校で単車を使用した。(後部座席の同乗含む)
- ②制服で単車に乗車した。
- ③校外学習やクラブ活動など教育活動の一環として位置づけられる時に乗車した。

8 身だしなみ指導

①身だしなみファイルへの記入

違反があった場合、生徒にその内容を伝えるとともに、身だしなみファイルに記入する

- ②違反項目
 - (1) ピアス(透明ピアスは現状、指導しない)
 - (2) つけまつげ(マツエクも禁止だが、継続的な指導が必要)
 - (3) カラーリップ・口紅(化粧は原則禁止だが、注意のみにとどめる)
 - (4) ブレザーを着用せずに防寒着を着用している状態
 - (5) スカートの裾からジャージを露出(ハニワ)
 - (6) 短いスカート (膝丈が基準。切っている生徒に関しては継続的な指導が必要)
 - (7) カラーコンタクト(度が入っている生徒もいるので、継続的な指導が必要)
 - (8) ネックレスなど装飾品(スポーツ用のものなどは適宜指導する)
 - (9) 爪の加工(マニキュアや付け爪など)
 - (10) その他服装違反(セーターの腰巻きなど)

その他、年度途中に項目を追加することもある

※防寒着の着用に関しては、原則として授業中は認めない。

③指導方法

身だしなみファイルにチェックされた回数に応じて指導

3回:学年指導係指導(反省文含む) 5回:生徒指導係長指導(反省文含む)

7回:生徒部長指導(反省文含む) 10回:学年指導(担任、担当、主任で保護者同伴)

15回:生徒部指導(部長、係長、担任で保護者同伴)

20回: 教頭厳重注意(教頭、係長、担任で保護者同伴)

25回:校長訓告(校長、部長、係長、担任で保護者同伴)

9 頭髪指導について

①入学前の地毛確認

合格者登校の日、保護者同伴で聞き取り⇒以後、経過観察

- ①頭髪チェック
 - (1) 考査前に確認

当該生徒指導担当・生徒指導係長・生徒部長でチェック⇒改善期限を設定。即違反となること もある

(2) 随時確認

担任が日々チェック⇒気になる生徒がいれば、生徒指導担当がチェック⇒改善期限を設定⇒ 係長&部長に報告

(3) 始業式に確認

当該生徒指導主担・生徒指導係長(できれば)でチェック(複数でチェック)⇒即違反

- ②違反にする場合
 - (1) 髪の毛を染めた・パーマをあてた状態で、期限までに改善をせずに登校した場合 (休日や長期休暇中であっても、違反をつける)
- ③経過観察
 - (1) 地毛が明るい場合
 - (2) くせ毛の度合いが強い場合
 - (3) アイロン焼け、日焼け、塩素焼けで髪が明るくなった場合
 - (4) 頭髪に手を加えたが、過去に改善している場合
 - (5) 改善したが、確認等の呼び出しに応じない場合(朝呼び出して来れなかった場合など) ⇒放課後などにチェックし、さらに指導不服従として学年で指導を行う
- 4頭髮指導
 - (1) 学習指導

違反日1回でテスト前日に午後から3時間学習指導(生徒部教員付き添いで一括) 違反日が2日以上あれば、テストの前に日数を増やして学習指導

10 問題行動発生時の対応・その後の指導全般について

- ①問題行動発見者はその場で事実確認・証拠物件などを押さえ、生徒部に引き継ぐ。 (現場現認主義)
- ②停学が考査にかかる場合は、別室受験とする。停学期間中は、停学中の生徒が不利にならないように 担任、授業担当者は対応する。

11 問題行動に対する指導

①懲戒の申し渡し

保護者同席のもとで校長が行う。停学解除については生徒に対して校長が解除の申し渡しを行う。

②停学指導

原則家庭謹慎とし、家庭訪問を行う。長期に渡る停学については、登校指導も可とする。

- ③停学中の課題
 - (1) 日誌を書く
 - (2) 学習用プリント(B4 罫線の入ったプリントもしくはノート) 自学自習したものをプリントに書かせる。日数に応じて枚数を変更する。

12 考査中の不適切行為

- ①考査中の不適切行為とは
 - (1) 筆記用具以外の筆箱・下敷き・芯ケースなどが机上にあった場合
 - (2) 計時機能以外の用途のある時計(スマートウォッチなど)を身に着けていた場合
 - (3) 机の中が空になっていなかった場合
 - (4) 携帯電話を教室内に持ち込み、かつ使用した、もしくは音が鳴った場合
 - (5) 私語、脇見、物品貸借があった場合
 - (6) 考査中、トイレに携帯電話を所持したまま行った場合(行こうとした場合も含む)
 - (7) その他、監督者が不適切だと判断した場合
- ②不適切行為があったとき

考査後、聞き取りをしたのちに、状況により生徒指導委員会に諮る。不適切行為の中の考査不正行為 (カンニング)については当該科目をO点とし、懲戒指導を行った上で、考査は別室受験とする。 また、きわめて不正行為に近い不適切行為についても厳しい指導とする。

- ※答案返却の際の答案の改竄に関しても、同じ扱いとする。
- ※成績に入る小テストに関しても、考査と同様の指導をおこなう。

13 アルバイト

原則、禁止とする。経済的にやむを得ない場合は、担任に相談し、アルバイト届を提出する。

14 その他

- ①マクドナルド・スターバックス商品の校内持ち込みを禁止 その他、ピザの宅配禁止など、良識の範囲内で行動するよう指導する。
- ②放課後まで校外に出ることを禁止 やむを得ず校外に出る場合は、外出許可証を学年室で発行